

第13回 不適正利用対策に関するワーキンググループ

携帯電話不正利用防止法の改正に基づく制度整備 の方向性について（ヒアリングご説明資料）

2026年7月9日

テレコムサービス協会
MVNO委員会 消費者問題分科会

一般社団法人テレコムサービス協会の紹介

○ 沿革と会員業種

平成6年に(社)特別第二種電気通信事業者協会、全国一般第二種電気通信事業者協会、音声V A N振興協議会、(社)日本情報通信振興協会の4団体が統合し発足した通信事業者4団体の一つ。平成24年に一般社団法人に移行

MVNOやFVNOなどの電気通信事業者だけでなく、ネットワークインテグレータ、I S P事業、C A T V事業及び地域情報化推進事業その他のI C Tに関連する企業並びに法律事務所など幅広い総合的通信業界団体

○ 会員

302会員（令和8年7月1日現在） 全国11支部で活動（総務省地方総合通信局等と同区域範囲）

主な会員企業（会長、副会長及び常任理事会社）

ミロク情報サービス、インターネットイニシアティブ、TISI、スターネット、富士通、日本アイ・ビー・エム、NTTデータグループ、電波新聞社、TOKAIコミュニケーションズ、トランスコスモス、日本電子計算、ビッグロブ、三菱電機デジタルイノベーション、メイテツコム

○ ビジョン

情報通信ネットワーク社会構築のための重要な担い手として、多様な情報通信サービスの創出、健全な競争市場の発展、安全・安心なネットワーク社会の実現を活動目標とし、これらの活動により事業者のビジネスに貢献するとともに消費者の利益と地域社会の発展及び公共の福祉に資すること

○ 主な活動

- ・多様なネットワークサービス事業の創出
- ・健全な競争市場の発展
- ・安全・安心なネットワーク社会の実現
- 技術の発展や政策動向を踏まえた事業創出や課題解決等
- 規制緩和で実現した情報通信市場で、更なる公正なICT競争市場の発展
- 違法・有害情報への対応などICTサービスの安全性の向上

MVNO委員会の体制

一般社団法人テレコムサービス協会



MVNO委員会参加企業一覧

(2026年7月1日現在)

- (株) アーリンク
- (株) アイ・オー・データ機器
- (株) 秋田ケーブルテレビ
- (株) 朝日ネット
- イオンリテール (株)
- (株) インターネットイニシアティブ
- ANA X (株)
- H.I.S.Mobile (株)
- (株) S T N e t
- エックスモバイル (株)
- (株) N T T データ
- (株) N T T ドコモ
- N T T ドコモビジネス (株)
- (株) N T T P C コミュニケーションズ
- (株) 愛媛 C A T V
- (株) オプテージ
- 兼松コミュニケーションズ (株)
- (株) カブ&ピース
- (株) QTnet
- 近鉄ケーブルネットワーク (株)
- (株) コスモネット
- (株) コミュニティネットワークセンター
- (株) サジェスタム
- (株) J ストリーム
- G M O インターネット (株)
- (株) シー・ティー・ワイ
- J C O M (株)
- (株) 情報通信総合研究所
- スターネット (株)
- スマートモバイルコミュニケーションズ (株)
- (一社) 全国事業協会
- (株) センターモバイル
- ソニーネットワークコミュニケーションズ (株)
- S O R A シム (株)
- (株) T A M
- だれでもモバイル (株)
- T I S I (株)
- (株) 地域ワイヤレスジャパン
- (株) ちゅピ C O M
- D X H U B (株)
- (株) TOKAI コミュニケーションズ
- トランスコスモス (株)
- (株) ドリーム・トレイン・インターネット
- ニフティ (株)
- (一社) 日本ケーブルテレビ連盟
- 日本通信 (株)
- ニュー・アイティ・ヴェンチャー (株)
- (株) ハイホー
- (株) 日立システムズ
- ビッグローブ (株)
- 富士通 (株)
- 華為技術日本 (ファーウェイ・ジャパン)
- (株) フォーバルテレコム
- 福井ケーブルテレビ (株)
- フリービット (株)
- ミーク (株)
- (株) メルカリ
- (株) モバイルアーツ
- (株) U - N E X T
- L I N E ヤフー (株)
- (株) LinkLife
- 楽天モバイル (株)
- (株) ラネット
- (株) 嶺南ケーブルネットワーク
- (株) レキオス
- Y.U-mobile (株)

MVNO各社へのヒアリングについて

テレコムサービス協会加盟のMVNO（46社）へヒアリングを実施。
以下の28社より回答を頂戴した。

■ 回答事業者

- 株式会社アーリンク
- 株式会社朝日ネット
- イオンリテール株式会社
- 株式会社インターネットイニシアティブ
- H.I.S.Mobile株式会社
- 株式会社 STNet
- NTTドコモビジネス株式会社
- 株式会社愛媛CATV
- 株式会社オプテージ
- 株式会社カブ&ピース
- 株式会社センターモバイル
- 一般社団法人全国事業協会
- ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
- SORAシム株式会社
- DXHUB株式会社
- 株式会社TOKAIコミュニケーションズ
- 株式会社ドリーム・トレイン・インターネット
- ニフティ株式会社
- 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
- 日本通信株式会社
- ニュー・アイティー・ヴェンチャー株式会社
- ビッグロブ株式会社
- 株式会社日立システムズ
- 福井ケーブルテレビ株式会社
- フリービット株式会社
- ミーク株式会社
- 株式会社嶺南ケーブルネットワーク
- 株式会社LinkLife

以上 28社

主な論点に関する当協会の意見

論点

- (1) 改正前の対象であった音声SIMに加え、どのようなデータ通信専用SIMを本人確認義務等の対象とするか。
 - 警察庁の調査では、本人確認なく不正利用されていたSIMの多くがSMS機能付きのものであったことを踏まえ、SMS機能付きデータ通信専用SIMを対象とすることについて、どのように考えるか。
 - 利用者の利便性への影響や不正利用のおそれ等を勘案し、IoT機器向けのSIMを対象外とすることが考えられるが、どのようなものを対象外とするか（利用用途、機能制限の有無等）。

MVNO委員会の意見

- 利用者の利便性への影響が非常に大きく、SIM特有（インターネット環境があれば等しく起こりうるものを除く）の不正利用のおそれが少ない、データ通信専用SIM（SMS機能なし）について、本人確認義務等の対象としないことについては賛同。
- SMS機能付きSIM（SMS機能あり）の場合でも、IoT機器向け等の不正利用のおそれが想定しにくいと考えられるもの（例：産業等の特定用途に限定されており、SNSのSMS認証を行うことができないもの等）については対象外とすべきと考える。

以下の3つの視点を踏まえてご検討いただきたい。

①用途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人と人の相互連絡手段としての利用を目的としたものではないもの（IoT機器、設備、専用端末その他これらに類する用途に限定して提供されるもの）
②機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定のシステムからの通知等に機能が限定されており、利用者が任意の宛先とSMSの送受信を行うことができないもの ・ SNS認証その他、本人確認又はアカウント認証等に利用されるSMSの送信又は受信ができないもの
③差替可否	<ul style="list-style-type: none"> ・ スマートフォン等の汎用端末への移し替えが、物理的（物理SIM）又は技術的（eSIM）にできないもの

主な論点に関する当協会の意見

論点

- (2) 携帯通信役務等の提供を拒むことができる回線数（通信可能端末設備の数）について、どのように定めるか。
 - 音声SIMについて、主要な携帯通信事業者が自主的に設定している「原則5回線」であることを踏まえて、具体的にどの程度の上限数を設定するか。SMS機能付きデータ通信専用SIMについても、主要な携帯通信事業者において同様の上限があることを踏まえ、別途、同一の回線数上限としてはどうか。
 - ただし、正当な利用用途が確認できる場合等、不正利用のおそれが低いと考えられる場合を上限の例外とすることについて、どのように考えるか。例えば、契約者が家族を代表して契約する場合等、適当な方法により利用者登録が行われている場合について、どのように考えるか。その他、取扱いを明確とするべき正当な利用用途はあるか。

MVNO委員会の意見

- 事業者の不正利用抑止の選択肢として、役務提供拒否事由として音声SIMについて上限回線数「原則5回線」を基本とする考え方に違和感はない。
また、音声SIMとSMS機能付きSIM（SMS機能あり）では利用用途や不正利用リスクが異なることから、音声SIMとSMS機能付きSIM（SMS機能あり）のそれぞれに上限回線数を設定することについては賛同。
- 利用者ニーズ（例：家族利用）や今後の技術進展による利用用途の拡大（例：スマートグラス等のIoTデバイス）を踏まえると、今後想定される正当な利用者の利便性は変化していくものであるため、それらを不当に制限しないことが重要と考える。

主な論点に関する当協会の意見

論点

- **(3) 法人の契約担当者等（代表者等）の権限・地位確認の具体的な方法として、どのようなものを定めるか。**
 - 他法令における規定や、利用者の利便性、用いる書類の偽造可能性等を勘案し、以下のような方法を認めることについて、どのように考えるか。
 - ① 同居親族又は法定代理人であることを確認する方法
 - ② 代表権を有する役員として登記されていることを確認する方法
 - ③ 委任状又はこれに類する書類の提示・写しの送付を受ける方法
 - ④ 相手方の住居・営業所等に電話をかける等による方法
 - ⑤ 事業者が相手方と代表者等の関係を認識していることその他の理由により、権限・地位が明らかであることを確認する方法
 - 名刺や社員証を確認する方法は、それらの書類の偽造が比較的容易であること、契約締結を行う権限・地位を有することを証するものではないこと等を踏まえ、認めないこととすべきではないか。

MVNO委員会の意見

- 現段階では主に①～⑤の方法を原則とすることで問題はないと考える。
一方、解釈の違いによって事業者側の確認方法や確認結果が異なるということを避ける必要があると考え
るため、①～⑤の方法を実施するにあたって事業者に求められる具体的な運用方法や対応（例えば、④
の場合はどのような運用でどのような内容を確認すればよいか等）についてを明示いただきたい。
- 法人契約は個人契約に比べて同一顧客からの追加回線契約を承る機会が多いところ、すでに取り引実績
がある法人顧客については不正利用のリスクが低いことから、利用者側の申し込み手続きの負担軽減のため、追加回線契約時は代表者等の権限・地位確認を省略できるようにしていただきたい。
- なお、名刺や社員証を確認する方法は、それらの書面の偽造が比較的容易だと考えられるため、不正契
約抑止の観点から認めないことに違和感はない。